

大間原発差止函館地裁不当判決に断固抗議する弁護士声明

2018（平成30）年3月19日

大間原発建設差止訴訟弁護士団

- 1 函館地方裁判所民事部（浅岡千香子裁判長、布施雄士裁判官及び山田将之裁判官）は、本日、大間原発建設差止訴訟事件において、大間原発の建設差止めを命ずる判決を求める住民らの申立てに対し、これを棄却する判決を出した。
- 2 大間原発は、一般のプルサーマルではごく一部のみにしか使われない MOX 燃料を全炉心に用いる、世界に類例のない型である。この実験とも呼べる危険な原発に対し、本判決は、基準の合理性及び基準適合判断の合理性のうち、基準の合理性については、原子力規制委員会に専門技術的裁量があることを前提に、国際基準と適合するとして、その合理性を安易に認め、基準適合判断については、未だ稼働の具体的目途が立っていないことを理由として、原告らの請求を棄却したものであり、いずれの点についても極めて不当である。

特に、安全性の確保されていない原発に関しては、原子力規制委員会の設置変更許可がなされ、現に稼働がされると、不測の自然災害等に対して、周辺住民らの生命、身体等に極めて大きな被害をもたらす可能性がある。設置変更許可がなされない限り司法判断を控えるという態度は、周辺住民らの被害の事前救済を事実上著しく困難にするものであり、到底容認できない。

- 3 基準の合理性については、一部国際基準に適合しているように見える部分だけをつまみ食いの評価し、その本質的な考え方や安全思想に適うものではないことを無視するものである。
- 4 次に、基準適合判断の合理性については、7年半に及ぶ審理を行い、原子力規制委員会の適合性審査がなされていないことは十分に理解しておきながら、それを踏まえて判断を行うことを明言して審理を進めたものであり、このような逃げ腰の判断回避ともとれる判断を行うことは、訴訟経済・紛争の一次的解決の観点ばかりか、当事者の訴訟指揮に対する信頼をも裏切るあまりにも不当な判決である。
- 5 もっとも、本判決は、特に大間北方沖海底活断層の存在等について、原子力規制委員会や証人として証言した渡辺満久氏らから疑問が呈されていること等現在の審査状況に照らせば、原子力規制委員会が当然に設置変更許可を行うことを前提にしているとは認められないから、人格権侵害の具体的危険がないと判断している。すなわち、本件原発においては、そもそも安全性に疑問が存在する状態であることを認めたのである。しかし、そうであれば、端的に、大間原発の建設・

稼働を差し止める判断を行うべきであった。

6 本判決は、世論調査で原発の安全性に不安を示す声が過半数を超えている現状、昨年12月13日に広島高裁がした伊方原発稼働禁止の仮処分決定をはじめとする原発の安全性に警鐘を鳴らす複数の裁判例にも反する、時代に逆行するものである。我々は、この不当な判決には断じて屈することができない。

7 福島第一原発事故が発生してから丸7年が経過した今もなお、その被害は収束するどころか、深刻さを増している。国からは避難指示解除によって事故前の基準の20倍も汚染された地域で生活するように強いられ、必死の思いで避難して、ようやくみなし仮設住宅に落ち着いた人たちは、その住宅の明渡し請求訴訟まで起こされている。避難指示が解除されても、汚染された地域へ戻る人は少なく、ふるさとの存続が危ぶまれる状況にある。

食料自給率（カロリーベース）が40%を切る我が国において、食料自給率200%を超える北海道は、国民の食を支える重要な食料基地である。青森県もまた、食料自給率は124%と高い水準にあり、津軽海峡で獲れるマグロは「大間マグロ」「戸井マグロ」として全国的に高い知名度を誇る。大間原発の敷地予定地であった土地を売らずに大間原発の建設に抵抗し続けた熊谷あさ子さんの言葉のとおり、「大間の海は宝の海」である。

近い将来、大間原発が深刻な原発災害を惹き起こした場合には、このような豊かな資源を有する函館市を含む道南地域は、壊滅的な被害を被る。その時には、浅岡裁判長、布施裁判官及び山田裁判官の責任も問われることになる。

8 電源開発に対しては、裁判所の判断にかかわらず、自らがフル MOX 炉を安全に建設し運転することの無謀さを自覚して、大間原発の建設・運転を取りやめる経営判断を今こそ行うべきである。

また、当弁護団は、この不当判決に対して直ちに控訴することを宣言し、原発の危険から私たちの暮らしと将来世代の希望を守るための闘いを続けることを誓う。

以上